

各高齢者施設等管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
のための専用相談窓口の終了について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、介護施設や関係者の皆様には、感染対策の取組や療養体制確保の取組に御協力いただき、誠にありがとうございました。

県では、高齢者施設等での急速な感染拡大防止と施設等運営の継続支援をより迅速に実施するために専用窓口を令和4年4月22日から設置しておりましたが、令和6年4月以降、医療提供体制等の各特例措置を概ね終了する国の方針を踏まえ、専用相談窓口を令和6年3月31日午後5時をもちまして終了いたします。その他、新型コロナウイルス感染症に係る令和6年4月以降の県の対応につきましても下記のとおりお知らせいたします。

記

1 高齢者施設等専用相談窓口について

令和6年3月31日17時をもちまして、高齢者施設等の専用相談窓口の運営を終了いたします。

【専用相談窓口（令和6年3月31日17時運営終了）】

電話：080-2955-4859

2 発熱等の症状のある方への相談体制について

令和6年3月31日18時をもちまして、受診に迷う場合や自宅療養中の体調急変時の相談窓口である「受診・相談センター」の運営を終了いたします。

【受診・相談センター（令和6年3月31日18時運営終了）】

電話：077-528-3621

F A X：077-528-3638

メール：coronasoudan@shigaken.net

3 コロナ治療薬および入院医療費の公費負担について

令和6年3月末をもちまして、コロナ治療薬や入院医療費の自己負担分に係る公費支援を終了いたします。

なお、4月以降は、他の疾病と同様に、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。

4 ワクチン接種後の副反応に関する相談について

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に関する相談に対応する「新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口」は4月以降も運営予定です。

ただし、副反応以外の問い合わせについては対応できかねますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、令和6年3月末をもちまして、新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種（特例臨時接種）は終了し、4月以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、定期接種として実施されます。

【滋賀県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口（予定）】

日時：毎日9時～18時（予定）

電話：077-528-3588

FAX：077-528-4867

メール：決定次第、県ホームページでお知らせします。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係 重富
TEL:077-528-3523/FAX:077-528-4851
mail: kaigo@pref.shiga.lg.jp